

# 「部活動に係る活動方針」

鹿児島県立徳之島高等学校

令和7年4月

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月、鹿児島県教育委員会）を踏まえ本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

## 基本方針

- 1 生徒の自主性・主体性を尊重しつつ、それぞれの目標達成を目指して、部顧問の適切な指導の下、計画的に実施する。
- 2 生徒の健康・安全を十分考慮し、事故防止に努めるとともに、効率的・効果的に活動できるよう努めなければならない。
- 3 生徒・部顧問の負担過重とならないように、活動時間及び休養日を、年間を通じて適切に定め、計画的に活動する。

### 【適切な運営のための体制整備】

- ・指導内容の充実、生徒の安全、職員の業務改善の観点から適切な数の部を設置する。
- ・部顧問は年間の活動計画及び各月の活動計画及び実績を作成する。
- ・活動に係る会計については適正にこれを処理する。
- ・学校は、活動方針等をホームページに掲載し公表する。

### 【合理的かつ効率的な活動の推進】

- ・生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導をおこなう。
- ・合同練習やキャプテン研修会を設け、生徒とともに学び合う関係性を構築する。

### 〈活動時間〉

- ・平日については、11月～2月は18：30、3月～10月は19：00までの2時間程度。
- ・休日については、1年を通して16：30までの3時間程度。（大会・合宿等を除く）

### 〈休養日〉

- ・休養日については、週2日（平日1日、週休日1日）を原則とする。  
（ただし大会参加等で休養日が設定できない場合は、他の日に振替えることができる。）
- ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設けることとする。
- ・定期考査1週間前から考査終了前日までは、原則として部活動停止とする。  
（ただし考査終了後2週間以内に大会等がある場合には、校長の承認を得たうえで、平日1時間程度、休日2時間程度の活動を認める。）